

車両制限令違反車両は道路を傷めます！

～車限令違反者に対する大口・多頻度割引停止等の措置を見直します～

I. 車両制限令違反者に対する大口・多頻度割引停止等措置の概要

高速道路6会社では、道路の老朽化対策を進めていく上で、重量制限を超過する大型車両が道路の損傷に与える影響は極めて大きいことから、道路構造物の保全、道路法令違反抑止及び安全走行の啓発を目的として、違反車両に対して指導取り締まりを実施しています。



重量超過等の違反が後を絶たず、道路を著しく劣化させる要因となっていることを踏まえ、平成29年4月からは、違反が確認された場合の措置を一部見直し、下記のとおり実施します。

《個別の違反に対する措置》

指導取り締まりの結果、違反が確認された場合には以下の措置を講じます。

- ① 違反の程度に応じて「措置命令」や「指導警告」を実施
- ② 「措置命令」や「指導警告」等の区分に応じて違反点数を付与
- ③ 悪質な違反者については、告発するとともに、累積点数にかかわらず一部割引停止を実施

《点数累積に応じた措置》

- ① 最大2年間の違反の累積点数に応じて、「指導」や「割引停止」「利用停止」の措置を実施します。
- ② 累積点数に応じて「割引停止」や「利用停止」の措置を講じる場合、契約者に対して「警告」を行います。

《「警告」の累積に応じた措置》

- ① 契約者が2年間に3回の「警告」を受けた場合、契約者のカード全部に対し割引を停止する措置を講じます。

II. 平成29年4月からの見直しのポイント

① 違反点数等の見直し

(1) 【点数区分】措置命令等の発出基準に応じて違反点数区分を見直します

現行		平成29年4月1日から	
違反種別(※)	点数	違反種別(※)	点数
指導警告	—	指導警告	3点
措置命令A	3点～15点	措置命令A	5点
措置命令B又はC	5点～15点	措置命令B又はC	15点
即時告発相当	15点～30点	即時告発相当	30点

※ 『即時告発相当』とは、措置命令B又はC相当の違反のうち重量が基準の2倍以上の違反を指します。

※ 平成29年4月より『即時告発』を実施した場合は、告発の結果(起訴、不起訴)に関わらず、一部割引停止の措置を実施します。

② 累積期間の見直し

(1) 違反点数の累積期間を3か月(現行)から2年間(平成29年4月1日～)に拡大します

(2) 違反点数の累積に応じて「割引停止措置」や「利用停止措置」を実施

現行		平成29年4月1日から	
違反点数	措置内容	累積違反点数	措置内容
30点	講習会等による指導及び警告	30点	講習会等による指導
上記に定める警告期間内に30点以上	一部割引停止又は一部利用停止(1年以内の期間を定めて設定)	60点	一部割引停止(1か月)
		90点	一部割引停止(2か月)
		120点	一部利用停止(1か月)
		150点	一部利用停止(2か月)

※ 平成29年4月より即時告発を行った場合は、累積違反点数にかかわらず、「一部割引停止(1か月以上)」を適用します。

見直しの内容につきましては、下記の窓口へお問い合わせください。

【西日本高速道路(株) お問い合わせ窓口】

関西支社交通管制課・・・06-6876-5682 中国支社交通管制課・・・082-831-4111

四国支社交通管制課・・・087-823-2111 九州支社交通管制課・・・092-924-4532

※大口・多頻度割引契約中のお客さまは、契約支社の窓口へお問い合わせください。

※受付時間:9:30～17:00(土・日・祝日、年末年始を除く平日)

※お問い合わせの際は、はじめに「車両制限令違反による大口・多頻度割引停止措置に関する問い合わせ」である旨をお伝えください。

【その他の問い合わせ窓口】

※弊社以外的高速道路会社の問い合わせ窓口は、以下のリンク先よりご確認ください。

http://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/road_sinsei00000063.html(関東地整ホームページ)